

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月27日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第36号

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(旅費の特例)</p> <p>第30条 旅行命令権者は、職員について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）<u>第47条</u>の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>	<p>(旅費の特例)</p> <p>第30条 旅行命令権者は、職員について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）<u>第47条第1項若しくは第2項</u>の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p><u>2 旅行命令権者は、職員について、船員法第47条第2項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。